

# 下水道事業の不適切な事務処理における 第三者委員会報告書について

## 第三者委員会設置の経緯と主旨

昨年12月に、下水道事業における不適切な事務処理による、委託業務の契約の締結、さらに、予算額を超えた契約額であったことが判明しました。そのため、町では、内部調査を実施しましたが、加えて、利害関係のない弁護士、行政書士、行政職員経験者及び監査委員で構成される第三者委員会により、不適切な事務処理の検証、再発防止策等の検討が必要と考え、平成30年2月26日に、第三者委員会を設置しました。

## 第三者委員会報告書の概要

第三者委員会委員長 町 田 清

### はじめに

第三者委員会は、今回の不適切な事務処理について、日本弁護士連合会の策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に基づいて調査を行ないました。本年2月26日に活動をスタートさせ8月31日に報告書を提出するまで、計19回委員会を開き、関係書類の精査、関係者のヒアリング、役場職員に対するアンケートなど徹底した調査を行ない、これを基に事実を認定し原因を分析し、再発防止のための提言を行ないました。報告書の概要は以下のとおりです。

## 1 事実に基づく原因の分析

### (1) 直接的な原因

建設課下水道担当係員が業務の中で、通常行なうべき予算の増額手続きや起工伺などについて上司の決裁を受けずに、ストックマネジメント全体計画の業務委託契約を締結し施工を進めたことが直接的な原因である。なお、この契約による立科町への損害は生じなかったものの、このような事務処理が続いたならば、必ずや立科町に損害が及ぶことになったと思われる。

### (2) 間接的な要因

今回の不適切な事務処理の直接的な原因は上記のとおりであるが、それ以外に多くの間接的な要因があり、複合的な問題が背景にあった。それらの問題点が事前に改善されていたならば、今回の不適切な事務処理を防げた可能性が高い。(具体的な問題点は、提言内容と合わせて記載する)

## 2 再発防止策等の提言内容

原因が複合的である以上、対策も総合的に行なう必要があり、第三者委員会として次の提言を行なった。

### (1) 業務の管理及び情報の共有の強化

建設課内では、上司が部下の業務の進捗管理を充分把握しておらず、業務に必要な情報の共有も充分とは言えなかった。そこで、次のような改善が必要である。

- 担当者は責任をもって業務を遂行し、時機を失することなく上司に報告・相談をすること。
- 上司は部下に業務を任せきりにせず、部下の重要な業務の進捗管理を徹底すること。
- 各職場において定期的に課会・係会を開き、情報を共有することで、上司が必要なアドバイスとバック・アップを行ない、職員が相互に意識してより円滑なコミュニケーションを図る努力を行なうこと。

### (2) 規則・規程の遵守と見直し

- 公印の取り扱いが「立科町公印規則」及び「職員の綱紀及び職務執行に関する規程」に基づいていなかったため、公印規則等に基づいた運用を将来に向けて継続する必要がある。
- 立科町文書管理規程に沿わない郵送文書等の振り分け等が行なわれ、メール文書の取り扱いが規定されていなかった。そこで、メール文書の取り扱いを含め現状に合わない文書管理規程を見直すとともに、メールの使用方法についてルールを設け、情報共有できる体制とするべきである。